

資料3

(8)全国消費者団体連絡会 提出資料

2016年10月31日

受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループ公開ヒアリング（第1回）

「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」

に対する意見

(一社)全国消費者団体連絡会

河野 康子



一般社団法人全国消費者団体連絡会

- 1956年12月結成

- 第1回消費者大会(1957年)
「消費者宣言」
“消費者大衆こそ経済繁栄の母であり、商業者繁栄の支柱”
“私たち消費者大衆こそ主権者”

- 2013年4月一般社団法人全国消団連に移行・・・47団体(2016. 10)
 - ・全国的消費者組織16
 - ・都道府県単位の地域消費者連絡組織26
 - ・消費者問題に関わる非営利組織5

- 2016年度活動方針
「具体的な課題解決」⇒「社会的要請に応える態勢づくり」
 - (1) 改めて消費者行政の位置づけ強化を働きかける
 - (2) 消費者問題への社会的な理解を広げる
 - (3) 消費者団体間や関連団体との連帯を一層すすめる

受動喫煙防止対策強化（たたき台）への意見①

1. 基本的な方向性について

- ▶ 非喫煙者の健康の保護のために、私的空間と喫煙者の空間を除き、すべての閉鎖空間における喫煙の禁止とその法制化を望みます。
- ▶ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを「受動喫煙防止対策は世界最低レベル！」から脱却する機会とすべきです。歴史的第一歩を踏み出すために、国を挙げて「日本のスモークフリー元年」を確実に実行してください。

受動喫煙防止対策強化（たたき台）への意見②

2. 新たに導入する制度の考え方について

- ▶ 公共性の高い施設、交通機関に応じた強化案に、賛同します。
- ▶ 特に患者や健康被害を受けやすい子どもや妊婦への保護対策は確実に実施してください。
- ▶ 早期に「受動喫煙防止法（仮）」として制度の法制化が必要です。

受動喫煙防止対策強化（たたき台）への意見③

3. 実効性を担保するための措置について

- ▶ 施設利用者、施設管理者双方に対して、受動喫煙防止対策を確実に進めるために、義務違反者に対しては、勧告・命令に留まらず罰則を検討すべきです。
- ▶ 喫煙室を設置する場合は、禁止区域に煙が漏れないことを条件づけるなど厳しい設置基準を設けてください。
- ▶ 受動喫煙防止対策強化を推進するにあたって、たばこの煙にさらされない社会環境づくりの意義や、受動喫煙が健康に及ぼす影響等について、学校教育をはじめさまざまな場において理解を進める取組を一層進めてください。